

IV サブWG検討結果： 出港前報告制度に係る関連業務の見直し<4>

平成27年12月9日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 出港前サブWGにおける主要検討事項（1）【第17回WG提示済】

出港前サブWGにおいては、2015年1月より以下の事項についてサブWGを8回開催し検討を行った。



No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
①	「積荷目録情報登録（MFR）」業務の省略可能化	「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務で同一の内容を報告しており、冗長であるため、AMRの情報を利用して積荷目録提出（MFR-DMF）まで完了させてほしい。	現行フローの他に、出港前報告（AMR）情報を利用しMFR業務を実施することなくDMF業務の実施を可能とする新規フローを可能とする。 なお、MFR業務における必須項目がAMR業務にて未登録の場合は、DMF業務前までにCMR業務によって訂正登録しておく必要がある。
②	「積荷目録情報登録（一括）（MFI）」業務におけるCY一括登録機能	海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるMFIが実施できない（エラーとなる）。	MFI業務にコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告（AMR）情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。
③	船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化	①トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。 ②欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社から連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。	①本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務を新設する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする。 なお、従来どおり、AMR業務等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。 ②AHR（CHR）業務の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）業務に入力項目の追加を行う。 例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHR業務で報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAMR業務で報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。
④	「出港日時報告（ATD）」業務後のCMR、CHRの可能化	「出港前報告訂正（CMR）」業務および「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できない。	ATD業務後、DMF業務前までのCMR（CHR）業務等を可能とする。なお、ATD業務に先行してDMF業務が実施されている場合は、現行通り、ATD業務前までCMR（CHR）業務を可能とする。 ただし、税関による事前通知に従いCMR業務を行う場合は、ATD業務およびDMF業務が実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。

1. 出港前サブWGにおける主要検討事項（2） 【第17回WG提示済】

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑤	「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善	船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。	「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。 なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出航前報告照会（IAR）」業務を利用する。
⑥	「積荷目録情報登録訂正（積荷目録提出後）（CMF02）」業務における運用手続きの簡素化	CMF02は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等の理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をNACCSで行うことができるよう、CMF02業務において入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（210桁）」欄を新設する。
⑦	積荷情報削除時における削除理由の入力	CMR、CHR、CMF01において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。 また、CMF02で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	CMR、CHR、CMF01、CMF02業務において入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。
⑧	「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務におけるマスターB/L番号の訂正可能化	現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、CHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。	CHR業務において、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。
⑨	出港前報告不一致B/Lの一覧照会の可能化	入港前報告（DMF）までに前出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）で登録したB/Lと、MFRで登録したB/Lの件数の差分を把握できる機能がない。	①IMI業務に新規の照会種別「S：B/L番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。 ②既存照会種別「B：B/L番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、B/L番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。
⑩	マッチング判定結果の通知の改善	【プログラム変更要望】 マスターB/Lに先行してハウスB/Lを報告した場合、マスターB/Lとのマッチングが不明なため報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気づく場合がある。 上記のような場合においても、マッチング結果が分かるようにしてほしい。	<船会社への通知> ハウスB/L報告完了が先行した場合についても、その後のマスターB/Lの報告時に「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」を出力する。 <NVOCCへの通知> ハウスB/L報告完了の旨が登録されたのちに、マスターB/Lが報告された場合等において、マッチングを行い、新規帳票をマスターB/L単位に出力する。

1. 出港前サブWGにおける主要検討事項（3）

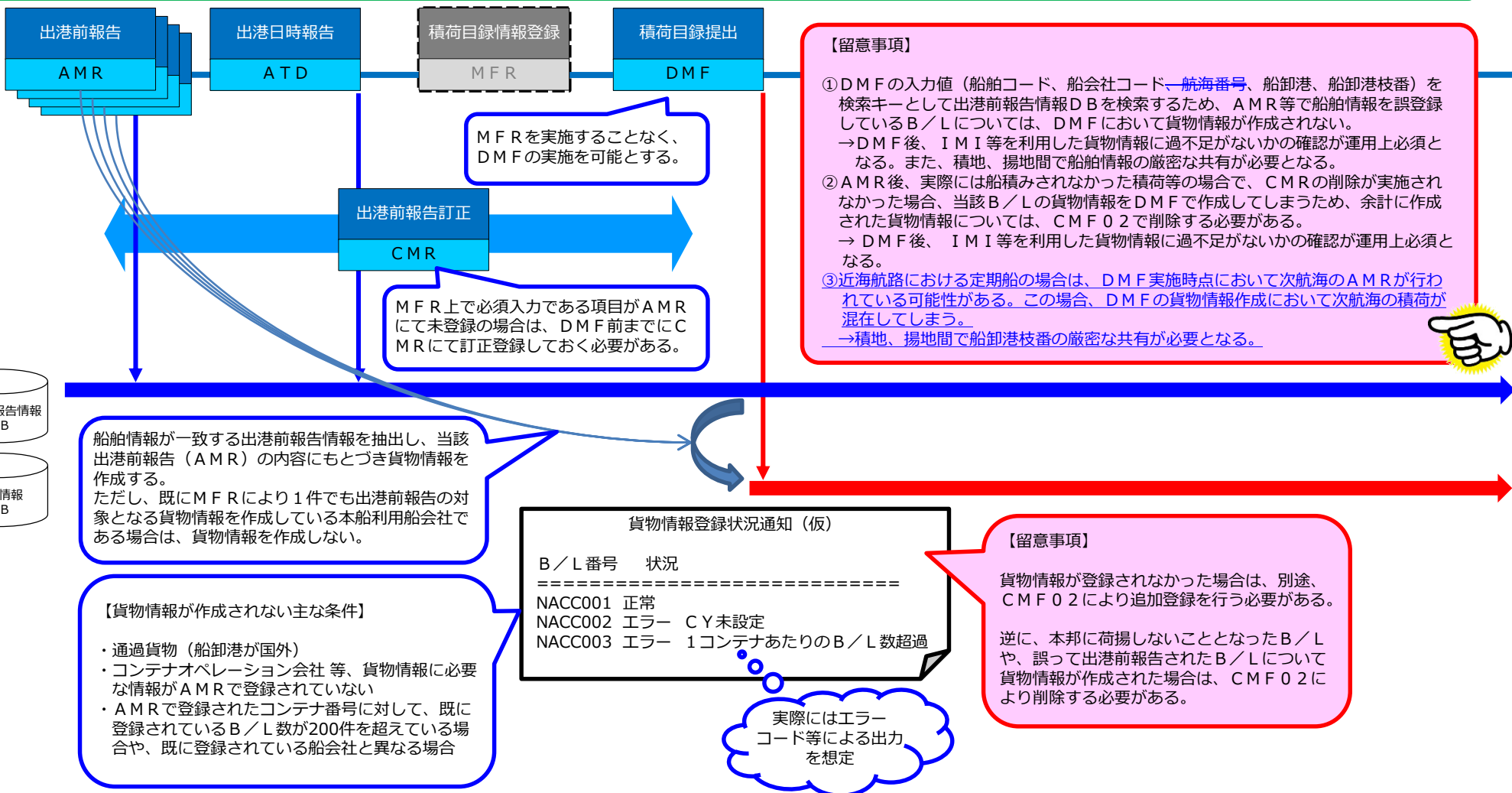


No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑩	マッチング判定結果の通知の改善 <u>(追加検討事項)</u>	<u>【追加変更要望】</u> <u>マスターB/LがハウスB/Lに先行して登録された際、その後最初のハウスB/Lの報告が行われた際にハウスB/Lの報告を通知する新規帳票をマスターB/L報告者へ出力してほしい。</u>	<u>後述のとおり</u> 
⑪	積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加	<u>【プログラム変更要望】</u> MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1～9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。	<u>航海番号を一意制約項目とすることについては、「運航船会社航海番号」を必須項目として、船卸港枝番による業務運用の複雑化を解消することを目的し提案したが、運用に影響を与える可能性がある。また、利用者様システムへの影響が多くなる等の問題により、現行仕様の継続が望ましいものと考えられることから、「運航船会社航海番号」の必須化については取り下げることとしたい。</u> <u>ただし、MFR業務、AMR業務等に関しては、出港前報告制度に係る仕様変更に伴い入出力項目の追加変更等が行われることから、将来的な活用も見据えて「運航船会社航海番号」については「任意項目」として追加することとする。</u>
⑫	B/Lセパレート等発生時における機能改善	セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。 セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致となってしまう。また、結果的に税関によるSPD通知を受けるケースがある。	出港前報告においては、セパレート等前後のB/L番号の関連性を「BLL（出港前報告B/L関連付け）（仮）」（新設業務）にて予め登録したうえで、セパレート等後のB/L番号について出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR業務）を行う。 入港前報告においては、セパレート等前後のB/L番号の関連性をBLLにて予め登録したうえで、セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF01、CMF02）を行う。
⑬	出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点	後述のとおり	後述のとおり  <u>※第17回海上合同WG以降の検討内容を反映し、追加項目および対象業務等の変更を行った。</u>

2. 検討事項No. 1 「積荷目録情報登録（MFR）」業務の省略可能化

DMFの変更点

- ① 入力された船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船卸港、船卸港枝番）と一致する出港前報告情報を抽出し、当該出港前報告の登録内容にもとづき貨物情報を作成する。ただし、既にMFRにより1件でも出港前報告の対象となる貨物情報を作成している本船利用船会社である場合は、貨物情報を作成しない。
- ② ①の貨物情報の作成は多数件処理で行い、当該処理結果は、一覧形式でDMF実施者宛てに帳票出力する。





背景

ハウスB/Lの報告に先行してマスターB/Lが報告される場合、船会社はNVOCCによるハウスB/L報告完了が入力されるまでハウスB/Lの報告有無が判断できない。

※ I A R、 I M L 業務の照会項目「ハウスB/L未登録」によりハウスB/Lの報告有無は判断可能であるが、海外申請者である場合は、 I A R 業務の業務資格がなく、また、 I M L 業務についてもサービスプロバイダが I M L 業務に対応していないケースがある。

そのため、海外から日本支社等への問い合わせが頻繁に発生し、業務に支障が出ている。

※ハウスB/Lの報告が先行している場合は、 A M R 業務の処理結果通知の出力項目「B/L不突合識別」がスペースとなるため、判断可能である。

検討内容

ハウスB/Lの報告に先行してマスターB/Lが報告された場合、その後のAHR業務またはCHR業務によりハウスB/Lが報告された際*に新規帳票「ハウスB/L報告状況通知情報(SAS157)」*をマスターB/Lの報告者へ出力する。

(*) 具体的には、出港前報告情報不一致判定処理のハウスB/L未登録判定において、ハウスB/L未登録である旨を取り消した場合に出力する。

(*) 帳票イメージは次スライド参照。

留意事項

先行するAMR業務において「マスターB/L識別」に“M”の入力がない場合は、新規帳票は出力しない*。そのため、「マスターB/L識別」は正確に入力する必要がある。

(*) 新規帳票の出力契機は、ハウスB/L未登録である旨を取り消す場合であり、「マスターB/L識別」に“M”の入力がないB/Lは、ハウスB/L未登録である旨が登録され得ないため。



検討内容つづき

ハウスB/L報告状況通知情報

マスターB/L番号 XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

航海番号 XXXXXXXXE

船会社 XXXE

船積港 XXXXE - X

通知日時 yyyy/MM/dd - hh:mm

※本情報は、ハウスB/Lが1件以上報告された事を通知するものであり、
ハウスB/L報告完了を通知するものではない。

4. 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（1）

項目 	変更内容	対象業務	変更理由
運航船社航海番号	入力項目（任意）を追加する。	AMR、CMR、MFR、 CMF01、CMF02、 CMF03	将来的に航海番号を積荷目録情報の一意制約項目とすることを念頭に追加を行い、管理が煩雑である船卸港枝番の入力の見直しを検討するため。
★B/L番号 ★ハウスB/L番号 ★マスターB/L番号	35桁（フル桁）の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、CMF02、 CMF03、NVC01	第6次NACCS要件（B/L番号の35桁入力可能化）。
仕出港コード	国内港の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR	本邦からの出戻り貨物に対応するため。
★荷送人コード ★荷受人コード ★着荷通知先コード	桁数を変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	第6次NACCS要件（法人番号の入力可能化）。
★荷送人名 ★荷受人名 ★着荷通知先名	①桁数を175桁から70桁に変更する。 ②住所をまとめて入力できる仕様を廃止する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
★荷送人住所（連続入力） ★荷受人住所（連続入力） ★着荷通知先住所（連続入力）	①桁数を105桁から175桁に変更する。 ②電話番号をまとめて入力できる仕様を廃止する。	AMR、CMR、AHR、CHR	①住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。 ②官要件のため。
	桁数を105桁から175桁に変更する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。
荷送人電話番号 荷受人電話番号 着荷通知先電話番号	任意入力から必須入力へ変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR	官要件のため。
★危険貨物等コード	項目名を「特殊貨物コード」に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	入力契機が危険貨物の場合に限らないため。
★品名	桁数を70桁から350桁に変更する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。

「★」の項目については、同一項目を有する後続業務（SAI、CYB等）、照会業務（ICG等）、出力帳票についても同じ変更を行う。

4. 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（2）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
★代表品目番号	桁数を4桁から6桁に変更する。なお、先頭4桁のみの入力も可能とする。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
IMDGクラス UN No.	入力欄を繰返し5欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	複数入力が必要なケースがあるため。
★コンテナ番号 等	入力欄を100欄から200欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02	第6次NACCS要件（1B/Lあたりのコンテナ本数拡大）。
船舶情報変更予定有識別	入力項目を追加する。 Y：トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社、船舶代理店が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合	AHR、CHR	船舶情報の変更に伴う再報告簡素化のため。
削除理由コード（数字1桁） 削除理由（英字210桁）	入力項目を追加する。	CMR、CHR、 CMF01、CMF02	官要件のため。
訂正理由コード（数字1桁） 訂正理由（英字210桁）	入力項目を追加する。	CMF02	CMF02における運用手続きの簡素化のため。
コンテナオペレーション会社 コード	入力項目を追加する。	MFI	コンテナオペレーション会社が登録されないケースにおいてエラーとなることを回避するため。

「★」の項目については、同一項目を有する後続業務（SAI、CYB等）、照会業務（ICG等）、出力帳票についても同じ変更を行う。

5. MFR業務における出力項目の変更



項目	変更内容	対象業務	変更理由
処理結果通知 (*SMFR) メールサブジェクト	以下の通り	MFR	メールサブジェクトは64byteであるが、B/L番号35桁(フル桁)化に伴い桁数をオーバーするため。

変更前

メールサブジェクトには以下の項目を出力。

- (1) B/L番号が入力されている場合で、ATD業務が実施済みかつ正常終了の場合
 - ・ B/L番号 20桁
 - ・ 出港日時 12桁
 - ・ グリニッジ標準時差分 5桁
 - ・ 緩和措置対象地域識別 1桁
- (2) (1) 以外の場合
 - ・ B/L番号または先頭のコンテナ番号 35桁



変更後

メールサブジェクトには以下の項目を出力。

- (1) B/L番号が入力されている場合で、ATD業務が実施済みかつ正常終了の場合
 - ・ B/L番号 **35桁**
 - ・ 出港日時 12桁
 - ~~グリニッジ標準時差分 5桁~~
 - ~~緩和措置対象地域識別 1桁~~
- (2) (1) 以外の場合
 - ・ B/L番号または先頭のコンテナ番号 35桁

※グリニッジ標準時での出力